BILBAO OFFICE LAS PALMAS SUB-OFFICE（ビルバオ事務所ラスパルマス出張所）	Calle Franchy y Roca 5-5-12, Las Palmas de Gran Canaria, Canary Islands 35007, SPAIN
LISBON OFFICE（リスボン事務所）	Avenue 25 de Abril, N°.50, 10°., Esq°., 2800-299 Almada, PORTUG UESE REPUBLIC
GENOVA OFFICE（ジェノバ事務所）	Via Roma, 2／31-16121, Genova, REPUBLIC OF ITALY
MARSEILLE OFFICE（マルセイユ事務所）	2 Place Sadi Carnot, 13001 Marseille, FRANCH REPUBLIC
CAPE TOWN OFFICE（ケープタウン事務所）	Heerengracht, Cape Town, 8001, REPUBLIC OF SOUTH AFRICA
DURBAN OFFICE（ダーバン事務所）	199 Smith Street, Durban 4001, REPUBLIC OF SOUTH AFRICA
NEW YORK OFFICE（ニューヨーク事務所）	400 Kelby Street, Fort Lee, New Jersey 07024, UNITED STATES OF AMERICA
NEW YORK OFFICE NORFOLK SUB-OFFICE（ニューヨーク事務所ノーフォーク出張所）	3704 Pacific Avenue, Virginia Beach, Virginia 23451, UNITED STATES OF AMERICA
NEW YORK OFFICE MIAMI SUB-OFFICE（ニューヨーク事務所マイアミ出張所）	7284 W. Palmetto Park Road, Boca Raton, Florida 33433, UNITED STATES OF AMERICA
MONTREAL OFFICE（モントリオール事務所）	1 Westmount Square, Westmount, Quebec H3Z 2P9, CANADA
VANCOUVER OFFICE（バンクーバー事務所）	700 West Pender Street, Vancouver, British Columbia, V6C 1G8, CANADA
NEW ORLEANS OFFICE（ニューオルリンズ事務所）	433 Metairie Road, Metairie, Louisiana 70005, UNITED STATES OF AMERICA
HOUSTON OFFICE（ヒューストン事務所）	909 Fannin Street, Houston, Texas 77010, UNITED STATES OF AMERICA
SEATTLE OFFICE（シアトル事務所）	700 Washington Street, Vancouver, Washington 98660, UNITED STATES OF AMERICA
LOS ANGELES OFFICE（ロサンゼルス事務所）	111 West Ocean Boulevard, Long Beach, California 90802, UNITED STATES OF AMERICA
PANAMA OFFICE（パナマ事務所）	Bella Vista, District and Province of Panama, REPUBLIC OF PANAMA
PANAMA OFFICE VERACRUZ SUB-OFFICE（パナマ事務所ベラクルス出張所）	Reyes Catolicos No. 231 Int. 301 Fracc. Las Americas, C.P. 94299, Boca del Rio, Veracruz, UNITED MEXICAN STATES
PANAMA OFFICE GUAYAQUIL SUB-OFFICE（パナマ事務所グアヤキル出張所）	Av. Mercedes de Sanchez y Elisa Roca de Roca, Guayaquil, REPUBLIC OF ECUADOR
VALPARAISO OFFICE（バルパライソ事務所）	Avenue Nueva Libertad 1405, Of. 1703, Vina del Mar, Region Valparaiso, REPUBLIC OF CHILE
BUENOS AIRES OFFICE（ブエノスアイレス事務所）	Av. Sucre 2074, Piso 2, UF “9”, Beccar, Partido de San Isidro,Pcia de Buenos Aires, ARGENTINE REPUBLIC
RIO DE JANEIRO OFFICE（リオデジャネイロ事務所）	Avenida das Americas 1650, Rio de Janeiro, FEDERATIVE REPUBLIC OF BRAZIL
RIO DE JANEIRO OFFICE SANTOS SUB-OFFICE（リオデジャネイロ事務所サントス出張所）	Rua Euclides da Cunha, 11 sala 309 11065-100-Santos-SP, FEDERATIVE REPUBLIC OF BRAZIL

○環境省告示第二十二号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十八条第一項の規定に基づき福島県双葉郡富岡町の特別地域内除染実施計画を定めたので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十五年七月八日

環境大臣　石原　伸晃

はじめに

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号。以下「特措法」という。）は、平成23年８月末の公布以後、特措法に基づく基本方針（平成23年11月11日閣議決定。以下「基本方針」という。）や政省令の整備、国が除染等の措置等[1]を実施する除染特別地域の指定等を経て、平成24年１月１日に全面施行されたところである。

全面施行を受け、国等は、特措法に基づく除染等の措置等を迅速かつ適切に実施することになる。除染特別地域における除染等の措置等については、特措法第28条に基づき策定する除染特別地域に係る除染等の措置等の実施に関する計画（以下「特別地域内除染実施計画」又は「本計画」という。）に従って進めることとなった。

一方、平成23年12月26日には、原子力災害対策本部より「ステップ２の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が示された。除染等の措置等の実施は、警戒区域及び避難指示区域の見直しに密接に関係することから、特別地域内除染実施計画の策定に際しては、これらの区域の見直しの動向に留意することが求められることとなった。

これらを踏まえ、平成24年１月26日に、環境省は、除染特別地域の除染の進め方についての考え方を「除染特別地域における除染の方針（除染ロードマップ）」として示したところである。除染ロードマップにおいては、環境省は、関係省庁から人材面も含めた協力を得ながら、同ロードマップを基本として、市町村等の関係者との協議・調整を行いつつ、具体的で実効ある特別地域内除染実施計画の策定及びその実施に取り組んでいくこととしている。

本計画は、特措法第28条の規定に基づく計画として、除染等の措置等の実施に関する方針、特別地域内除染実施計画の目標、特別地域内除染実施計画の目標を達成するために必要な措置に関する基本的事項、その他除染特別地域に係る除染等の措置等の実施に関し必要な事項について記述したものである。

特別地域内除染実施計画の期間

本計画においては、その対象期間を平成26年３月末までとし、当該期間における除染等の措置等に係る目標、実施内容等について次のとおり定めるものとする。ただし、除去土壌及び土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物（以下「除去土壌等」という。）の仮置場等での保管及び搬出については、仮置場等からの搬出が終わり、仮置場等が解消されるまでを本計画の期間とする。